



## 2 設立総会

県商店街連合会は、  
公益社団法人商連かながわ  
に。新たな未来を目指す

## 4 事業紹介

新しい商連かながわの事業は  
情報化推進に力点

## 5 県の施策

今後は統合的な支援へ  
県の商店街支援制度

## 7 元気な店

イベント朝市が商店街に出店  
「濱の市 大口通り店」

公益社団法人商連かながわの設立を心から喜び申し上げます。

皆様の法人は、昭和27年、神奈川県商店街連合会として創立されて以来、商店街の近代化と経営の合理化の推進にご尽力され、県内商業の振興発展に大きく貢献をしてこられました。歴代会長をはじめ役員の方々、商店街の皆様方の長年にわたるご尽力に深く敬意を表します。

さて、近年、経営者の高齢化や後継者不足、消費者ニーズの多様化、郊外型大型店舗との競合など、県内の商店街を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中において、商店街・個店に対する相談事業や活性化のための研修会の開催、さまざまな媒体による普及・啓発の推進、商店街実態調査をはじめとした調査研究など、皆様を取り組まれている事業は、県内商店街の活性化を進める上で大きな力となっております。今後は、公益社団法人として、商店街関係者のもとより、多くの県民の皆様を対象とした事業展開を通じて、地域社会にご貢献いただくとともに、より一層、商店街を元気に、そして、この神奈川を元気にしていきます。

## 祝 辞

神奈川県知事 松沢成文



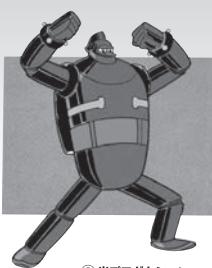
くことを期待しています。

県では、神奈川の持つ多彩な力「神奈川力」を高め、新たな時代を創造するという基本理念の下、総合計画「神奈川力構想」に基づき、さまざまな施策に取り組んでいます。中でも、産業・労働分野において、「地域に根ざした産業の振興」を重点的・優先的に取り組む施策に位置付け、「まちの活力づくりへの支援」や「地域住民に支持される商店・商店街づくりへの支援」などに取り組んでいるところです。

具体的には、施設整備や空き店舗の活用、競争力強化のためのソフト事業への助成など、従来からの支援に加え、市町村の商業振興ビジョン等に沿い、まちづくりと一体となって、商店街の交流拠点づくりや回遊性を高めるシステムづくりなどの取組みを支援する「商店街まちづくり推進モデル事業」や、若手商業者の人材育成として、若手商業者による商店街の枠を超えた活動を支援する「若手商業者連携促進事業」などを実施しています。

今後とも、地域商業の活性化をより一層進めるため、皆様方と手を携え、さまざまな施策を推進してまいりたいと考えておりますので、皆様には、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新たな一步を踏み出した、公益社団法人商連かながわのさらなるご発展と、商店街や地域の皆様のますますのご健勝、ご活躍を心からお祈り申し上げます。お祝いの言葉といたします。



© 光プロダクション

## 景気対応緊急保証

で中小企業の  
皆さまを応援します!

### 【ポイント】

一部の例外業種を除き、原則**全業種**が対象  
一般保証とは**別枠**の保証商品

保証商品の詳しい内容について、金融や経営の相談などお気軽に  
お問い合わせください。

※ご利用には市町村長の認定が必要です。

※本商品の取扱期間は、平成23年3月31日迄です。

※認定の取得が保証や融資の決定ではありません。 ※審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。



神奈川信用保証協会

ホームページ <http://www.cgc-kanagawa.or.jp>

|                     |                      |                       |                       |                      |                      |                       |
|---------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| 営業部<br>045(681)7178 | 川崎支所<br>044(222)7811 | 小田原支所<br>0465(23)0138 | 横須賀支所<br>046(822)3821 | 藤沢支所<br>0466(23)0792 | 厚木支所<br>046(221)0633 | 相模原支所<br>042(752)0575 |
|---------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|

## 公益社団法人としての 新たなスタートに立つ



公益社団法人  
商連かながわ  
会長 和田義盛

会員並びに関係者の皆様、新しい公益社団法人商連かながわの会長といたしまして、謹んでご挨拶を申し上げます。

当団体は、新たな公益法人制度のもと、このたび2月3日に神奈川県知事より公益認定をいただきました。これにより当団体は、全国で唯一の商店街を中心にした公益社団法人として歩みを進めて参ります。

旧法人である神奈川県商店街連合会が設立されたのは昭和27年。今から58年前のことになります。昭和45年には法人化し、20年前に商店街数も1000を超え、個店の

数も5万となり県内の商店街も賑わっておりましたが、その後、経済状況や消費者のライフスタイルの変化、少子高齢化などの社会の動向に伴い、商店街は厳しい環境の下にあります。

しかし商店街は地域の人々に必要な場であるのです。このような社会環境の中でも、地域社会における商店街の役割・機能が見直され「神奈川県商店街活性化条例」、さらには「地域商店街活性化法」でも商店街が地域社会の発展に果たす役割の重要性をうたっております。

商連かながわはこの県条例を推進する公益性の高い、また、県内全域を対象とする広域的な団体として、商店街の振興を図るとともに、商店街の地域社会に果たす役割に関する普及啓発を進め、地域社会の発展に寄与することを目的とし、これからも商店街の活性化に努めてまいりますので、ご支援ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

## 車イスの試乗でバリアフリーを体験 みなとみらい地区で車イス研修

横浜みなとみらい地区にある商業施設の横浜ワールドポーターズにおいて、車イス研修が行われた。主催は同施設内に事務所を持つ様々なNPOの連絡団体「NPOスクエア連絡会」。同商業施設を運営する（株）横浜インポートマートが、テナント事業者を対象に毎月行っている研修会を、外部の参加者を招いて拡大して実施した。商連かながわ事務局からは古性が参加した。

参加者は、講師の鈴木純一郎さん（同社、営業管理マネージャー）にバリアフリーに対する運営側の考え方を聞き、それから実習として、車イスに乗り込んで各テナントの店内を回った。

自分が車イスに乗ってみることで、例えば店内にどれぐらいの通路幅が必要であるかなど、高齢の方や身体の不自由な方々に対するおもてなしに必要なことを学んだ。



商品のたくさん並んだ通路も、きちんと幅をとってあれば  
車イスで通ることができる

### 第1回臨時総会

## 公益社団法人「商連かながわ」として設立総会を開催

22年度は、県域の商店街の連合体として、情報化事業を強力に推進し、

新法人となった（公社）商連かながわは、3月2日に神奈川県中小企業センターで、第1回臨時総会を開催した。

旧法人の「平成21年度事業報告及び収支決算」、新法人の「平成22年度事業計画及び収支予算」「新専務理事案」等について、異議なく承認された。

商連かながわでは、モニタリング事業「動向調査事業」など、情報提供事業を中心に商店街を中心とした地域活性化を推進していく。

■新専務理事…加部 和次



鈴木さんは、「商業施設運営に関して、バリアフリーは必要不可欠なもの。利益にはならないが、社会のためになることとして、商業施設も取り組んでいくべき。それに、バリアフリーに対応できなければ、来てくれるお客様を逃すことになる」と、重要性を強調していた。

横浜ワールドポーターズでは、通常3000人ほどのテナント従業員がおり、毎月の車イス研修は「接客研修」の一つとして行われており、累積で1000人ほどが受講している。ソフト面でのこうした取り組みは地味だが、着実に同施設の中に根付いている。

## 調査研究事業

### 「商店街の課題や実態を調べます！」

商店街実態調査事業：商店街の現状と問題点を探り、行政への要望等に用いるアンケート調査「商店街実態調査」を9月に行い、報告書を作成します。

### 「会員から生の意見を集めて情報共有します！」

動向調査事業：さまざまなテーマを設定し、県内商店街の個店経営者などの会員からインターネットを通じたアンケート調査、意見聴取を行い、商店街活動への参考情報を提供します。

### 「行政や各地の商店街支援団体と連携します！」

神奈川県商店街支援会議や、各行政機関などと連携を深めます。また、各地区商連の事務局と情報交換・企画調整のための会議を開催します。

### 「商店街組織への加盟を呼びかけます！」

組織強化・会員拡大事業：全国展開企業、商店街等に商店会組織加入を呼びかけます。

### 「商店街への共済事業を行います！」

共済促進事業：各種購入キャンペーン、保険の推進を図ります。

## 商連かながわ 22年度 事業概要

★当団体は、全国唯一の商店街を中心とした公益社団法人として、広く一般にも開かれた団体運営を目指します。

★今年度は、動向調査事業などを通じて商店街の情報を集め、商店街の活性化のために配信していきます。

## 相談指導・支援事業

### 「商店街の地域連携を後押しします！」

商店街地域連携事業：商店街に協力するNPO、大学などをネットワーク化、商店街の地域連携事業を支援します。

### 「商店街に専門家を派遣します！」

商店街総合相談事業：商店街・個店等の抱えている身近な問題についてコンサルタント等を派遣し相談に応じます。

## 情報提供事業

### 「商店街でがんばる人たちの事例などをお知らせします！」

新聞発行等情報提供事業：「かながわ商店街新聞」（年5回）やメールマガジン、ホームページを通じて広報活動を行います。

### 「県内の商店街を紹介します！」

商店街ガイド作成事業：商店街の名簿・各種情報と県の行政施策等を収録した冊子を11月に発行します。

## 普及啓発事業

### 「商店街をPRします！」「行政へ要望します！」

商店街キャンペーン等事業：商店街の活動や必要性、要望などをPRします。「行政等に対する要望活動」（10月）や、全県的な「商店街振興キャンペーン」を行います。

### 「商店街の人材を育てます！」

人材育成事業・情報交流会：商業経営者、商店街役員等を講師にした実践的な講演会や地域交流及び情報交換会を開催します。

### 「大型店と情報交流します！」

地域商業振興研修会：大型店等との交流会を、6月に開催します。

### 「素晴らしい事業者や商店街などを表彰します！」

表彰事業・コンクール事業：商店街役員や優良従業員等の表彰（1月）、または各地域の商店街コンクール等で優秀作品等を後援、表彰等（通年実施）します。

# 地域全体の活性化を目指す

## 平成22年度の神奈川県の商店街・商店支援施策のご案内

神奈川県では、現在従来からの商店街支援施策を見直し、地域全体の活性化につながる支援施策を検討、実施しています。この中から今後の支援施策の方向性とともに、今年度これからまだ利用が可能な事業、さらに平成23年度以降の補助制度等に見直しの状況についてご紹介します。

### 1 今後の県の商店街支援施策の方向性について

神奈川県では従来の商店街支援策が抱える課題を検討、「総花的・一律的な支援であったこと」、「単年度支援が基本であったこと」、「地域の活性化に必ずしもつながっていないこと」、「地域の活性化を担う商業人材が育ちにくかったこと」などの問題点を解決するための方向性を定めました。

今後の商業・商店街振興策においては、地域と一体となったまちづくりを進め、社会的ニーズの変化への対応、積極的な空き店舗対策などの課題に対応を図るため、①まちづくりと一体となった商店街振興、②各段階に応じたアドバイザー制度のさらなる活用、③若手商業人材の育成の3本柱を中心とします。

この方向性に従い、平成21年度からは「商店街まちづくり推進モデル事業」と「若手商業者連携促進事業」をスタートさせ、初年度はそれぞれ3地域、8グループの支援を行いました。

### 2 現在受けることができる支援制度について

県の商店街支援メニューについては、市町村との連携や予算措置等の関係から、3つの補助メニュー①「商店街施設整備事業費補助」②「空き店舗有効活用支援事業費補助」③「商店街競争力強化支援事業費補助」が募集を終了しております。

現在ご利用が可能な制度は次の通りです。

①商店街アドバイザー派遣事業  
(専門家の派遣とアドバイス)

②地域共生型モデル商店街支援事業  
(社会的ニーズに対応したお店の経営改善を支援)

③若手商業者連携促進事業  
(商業者のグループづくりを支援)

④かながわ商業新展開・地域活性化交流事業  
(多様な主体の連携による相互交流や研究)

※①と③については、詳しくは左ページの募集案内を参照のこと

### 3 平成23年度以降の補助制度等の見直し状況について

平成23年度からは、上記の課題に対応した取組を、商店街関係者が自ら担い、まちづくりの一環として推進していただけるよう、

う、従来の商店街振興に関わる補助制度を「地域商業まちづくり総合支援事業」に1本化し、次の2つの視点から総合的な商店街支援を行います。

- ①まちづくり支援(回遊性を高める取り組みや、交流拠点、環境や安全安心に配慮したまちづくり)
- ②主体づくり支援(若手商業者の育成やネットワークづくり、商連かながわの人

## 第16回神奈川県商業従業者海外派遣団員募集



県と(財)はまぎん産業文化振興財団は、国際的視野に立つ商業従業者を育成するため、県内の青年商業従業者をヨーロッパへ派遣します。



- 対象 4月1日現在で20歳～40歳の県内商業従業者(卸売業、小売業、飲食業)
- 派遣先 ヨーロッパ2カ国3都市程度
- 派遣時期 11月初旬～中旬(8日間程度)
- 参加費用 10万円
- 応募締切 5月14日(金)
- 募集案内配布 各市区町村の商店街連合会、商工会、商工会議所、横浜銀行各支店など
- 問い合わせ先 県商業流通課 電話(045)210-5612(直通)
- ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/syokan/syogyo/kaigai/kaigai.html>

材育成事業との連携  
現在の補助制度における、市町村との協調補助、補助率、下限事業費などの見直しを含め、制度設計を行っております。

■県の補助制度に関する問い合わせ先  
神奈川県商業流通課  
商業まちづくりグループ  
045-210-5612(直通)

## 商店街団体への支援（その他）～補助金交付以外にもさまざまな支援を実施します～

あんなこと、こんなことを専門家に相談したい！

### ◆専門家の派遣とアドバイス◆ アドバイザー派遣制度

| 対象者     | 商店街団体（法人・任意）、商店街活動研究グループ、まちづくり組織等                                                                                                                                                                              |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内 容     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・商業活性化を基礎としたまちづくり活動</li> <li>・商店街活性化のビジョン作り</li> <li>・イベント事業の計画作り</li> <li>・空き店舗活用事業の計画策定</li> <li>・環境や福祉関連事業の計画作り</li> <li>・高度化事業認定を受ける大規模施設整備の計画策定、効果測定 など</li> </ul> |
| アドバイザー等 | 中小企業診断士など、県内の商業、商店街の状況に詳しい方                                                                                                                                                                                    |
| 派遣回数    | 応相談                                                                                                                                                                                                            |
| 問い合わせ先  | 県商業流通課商業まちづくりグループ Tel 045-210-5612（直）                                                                                                                                                                          |

募集中!

## 商業者への支援 ～商店街やお店の枠をこえた活動をお手伝いします～

商店街組織をこえたグループ活動をしたい！

### ◆商業者のグループづくりを支援◆ 若手商業者連携促進事業

| 対象者      | 既存の商店街組織をこえた商業者を中心としたグループ                                                                                |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内 容      | 「あきんど塾」など既存の商店街組織をこえて、若手商業者がまちづくり活動に取り組もうとする際に、そのグループの立ち上げから、実際の事業実施に至るまでのきめ細かい支援を、コーディネーターの派遣等により実施します。 |
| コーディネーター | 中小企業診断士など、県内の商業、商店街の状況に詳しい方（応相談）                                                                         |
| 派遣回数     | 1グループにつき、1年度あたり20日以内                                                                                     |
| 問い合わせ先   | 県商業流通課商業まちづくりグループ Tel 045-210-5612（直）                                                                    |

### 身体障害者補助犬の受入れについて

神奈川県障害福祉課

◆身体障害者補助犬法では、不特定多数の方が利用する飲食店や小売店等の施設について、身体障害者補助犬（以下、補助犬）の同伴を受け入れることが義務とされています。また、従業員数56名以上の民間企業では、従業員の補助犬使用を受け入れなければならないこととされました。

◆補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬の3種類の犬のことをいいます。

◆補助犬使用者には補助犬の表示義務があり、認定証（使用者証）や補助犬健康管理手帳の携帯が義務づけられています。

◆なお、食品衛生法で、動物の同伴ができないとされている場所は調理場なので、飲食店の客席や小売店の生鮮食品売り場では、原則として補助犬の同伴を受け入れていただくことになります。

◆実際に補助犬を受け入れる際には、施設側で対応に迷う場面もあると考えられます。NPO法人日本介助犬アカデミーが作成した『補助犬受け入れについての対応マニュアル（事業者編、医療機関編）』では、飲食店や小売店等における補助犬受入れのポイント等が解説されているので、参考になさってください。（日本介助犬アカデミーのホームページ <http://www.jstrajp.jp>）

◆身体障害者の自立と社会参加の推進のために、補助犬の同伴受入れについて、ご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先 県障害福祉課

電話 045-210-4709

## 財団法人神奈川県中小企業振興財団 高齢者福祉増進事業

# 楽介護ネットワーク神奈川

運営：NPOはあとけあ

介護分野を中心に様々な相談・支援をいたします。

介護相談ダイヤル

**0570-065-110**

（平日：AM10:00～PM5:00まで 相談無料・通話料自己負担）

電話相談  
地域イベント  
割引制度  
etc

介護サービス  
葬儀  
遺産相続  
etc



# 教えて！身近な税務相談⑥

「公益社団法人に寄付すると税金が安くなる？」前編

**Q** 公益社団法人に寄付をすると所得税が少なくなるという話を聞きましたが、本当なのでしょうか？

**A** はい、本当です。公益社団法人に対してその法人の主たる目的である業務に関連した寄付を個人が支出した場合には、確定申告の際に寄付金控除の規定の適用を受けることが出来ます。寄付金控除によりその年の所得金額が減少し、それに伴い所得税額が寄付金を支出しなかった場合に比べて少なくなります。

**Q** どのような社団法人に寄付をしても納税額は少なくなるのでしょうか？

**A** いいえ、寄付金を支出する対象が「公益」社団法人でなければ寄付金控除は受けられません。社団法人には「一般」社団法人と「公益」社団法人があります。個人が寄付金を支出することにより寄付金控除が受けられるのは原則として公益社団法人だけです。通常、一般社団法人に寄付をしても寄付金控除は受けられませんのでご注意ください。

**Q** 最近「社団法人 神奈川県商店街連合会」が公益認定を受け「公益社団法人 商連かながわ」になったと伺いましたが、「公益社団法人 商連かながわ」に寄付をすると税金上の優遇を受けられるということでしょうか？

**A** はい、「公益法人 商連かながわ」に対して主たる目的である業務に関連した寄付金を支出すると税金上の優遇が受けられます。通常、個人が寄付金を支出したとしてもその全てが寄付金控除の対象になるわけではありません。支出した寄付金が寄付金控除の対象となるためには、その支出先が国や公益社団法人等でない

ければなりません。「社団法人 神奈川県商店街連合会」は平成22年3月に神奈川県から公益認定を受けて「公益社団法人 商連かながわ」となっています。したがって「公益社団法人 商連かながわ」への寄付金を支出するとその金額に応じた寄付金控除が原則として受けられます。ただし、寄付金控除の上限はその年の総所得金額等の40%相当額です。

**Q** 相続財産を寄付した場合にも、税制の優遇措置はありますか？

**A** 相続財産を公益社団法人に寄付した場合、一定の要件を満たせば当該寄付に係る財産について相続税が非課税となります。

**Q** 個人ではなく自分が経営している会社から寄付する場合にも税制上の優遇措置を受けることができますか？

**A** はい、個人ではなく法人が寄付金を支出した場合でも税制上の優遇があります。通常、法人が寄付金を支出しても一定の金額までしか損金として算入することは出来ません。それに対して、公益社団法人に対して寄付金を支出した場合には、一般の損金算入限度額とは別枠である一定額まで損金算入することが出来ます。



公認会計士・税理士・行政書士 河野貴浩 info@kono-cpa.com

地域活性化協議会は、藤沢の事業者、住民、学生等を中心に結成された組織で、まちづくりとその地域のあらゆる資源を有効活用することを目的に設立された。代表の大久保隆さんは六会に、ある商店街「湘南地域振興会」の会長、「湘南台東口商店街協」の理事も兼任している。

大久保さんは、地域活性化のキーワードは「つなげる」と話した。先日、同会のコーディネートで藤沢市役所の玄関に歩く振動により発電できる発電ゲートを設置することができた。これは様々な藤沢市内のメーカーや事業者が連携した結果だという。他

慶應大学の湘南藤沢キャンパスの中にある起業家支援施設「慶應藤沢イノベーションレジ」で、そこに入居している「一般社団法人 地域活性化協議会」が3月24日、共催で「みんなでデザインする地域活性化」Let's get involved」と題したセミナーを開催した。湘南地域と商店街で活動する様々な団体が集まり、開発した商品のPRや成功例を話した。

## 慶應藤沢イノベーションレジと 地域活性化協議会がセミナー開催

商店街をステージに、  
様々な人々との橋渡しを

にも湘南ねぶたやイベント出店など活動は多岐にわたる。

大久保さんは、地域に存在する、あらゆる財産——人材や文化、空間などを見出して、結びつけて有効活用することで地域が活性化すると話す。今後は湘南台駅地下広場にも発電床とLED、デジタルサイネージ（電子看板）を組みあわせたものの設置も視野に検討を進めていく。



昨年4月に藤沢市役所に設置された発電ゲート開通式の様子

# 濱の市

(横浜市神奈川区)

—— イベント朝市が、商店街に出店  
買い物の場が人々の「たまり場」に ——

商店街から生鮮食品が減っていることは、商店街衰退の理由の一つでもある。しかし反面、全国各地では生産者などが開催する朝市が人気だという。昨年末、横浜の大口通商店街に新しいタイプの店がオープンした。横浜中央卸売市場でイベント朝市を開催していたメンバーが中心となって、常設の店舗「濱の市」を誕生させたのだ。新鮮で美味しいものを販売する「街の朝市」から、賑わいが生まれつつある。

## ◎ 美味しい生鮮食品が集まる複合店

一口に言うと、濱の市は様々な売場とスペースを持つ複合店舗である。店頭にはお好み焼き屋台、店内には青果と鮮魚コーナーが両脇に並び、それを奥に進むとカフェスペースになっていて、お客は焼き魚などをその場で食べることができる。また、カフェには、煎餅や手作り調味料などの様々な事業者の委託販売食品が並んでいて、濱の市お墨付きの「美味しいもの」を買うことができる。

仕掛けたのは(株)濱の市。鮮魚コーナーとカフェスペースを「直営」で運営し、他の青果コーナーやお好み焼きの屋台は出店者で、いわば「テナント」である。複数の事業者が協力を呼び掛けて出店したのだ。

## ◎ 商店街を元気にしたくて仲間と出店

「朝市のような、楽しい買い物空間を、商店街に再現したかった」と話すのは、同



店の奥のカフェでは食事也能出来るし、夜には焼酎などのお酒も飲むことができる

社の代表であり、鮮魚仲卸業を営む坪倉良和さん。横浜中央卸売市場からスタートしたイベント朝市「濱の市」の発起人だ。魚屋が減り続けていることや、生鮮の卸売市場の様変わりを経験し、坪倉さんが立

ち上がったのは五年前。市場の中で夕市や朝市を始め、横浜ポートサイド地区や県内各地の商店街などへとイベント開催の場を広げていった。

昨年には「かながわ朝市ネットワーク」(県内朝市の連絡組織)の立ち上げにも関わった。そうやって仲間を増やしていく中で、坪倉さんは売り買いを通じた人と人との触れ合いに魅力を感じていった。こうした場を商店街につくれば、もっと商店街を元気に賑やかにできるのではないかと。

思い立った坪倉さんは行動した。市場法により仲卸業は消費者向けの小売が不可能なため、新しく株式会社を立ち上げた。

青果の出張販売をしていた若者やお好み焼き屋台をしていた若者などに声を掛けた。出店・委託販売の条件は「商品が美味しいもの」であること。そして昨年の12月末に「濱の市大口通店」がオープンした。

## ◎ 「商売だけど商売だけじゃない」それができるお店に

オープンから3カ月経ち、坪倉さんは「数字的にはまだまだ厳しいけど、まちとのふれあいがあるに出来ている」と手ごたえを感じている。カフェには常連となった老夫婦や付近の客が集まり、「ちよつとアンタもここに座りなよ」と気軽に声を掛け合う交流スペースの場が出来ている。

また週末には、毎週のようにストリートライブやパフォーマンスを開いている。知り合いのアーティストを呼び、店内や歩行者天国の商店街に繰り出す。「まちの元気は魚屋から」と、坪倉さん達は、商店街にとって通りが「大きな財産」であることを

身をもって現しているのだ。

## ◎ 商店街の魅力的な場を皆にも広げる

「出店してみても本当に良かった」と話す坪倉さん。商店街には、多くの資産があるのに皆がそれに気付いていない気がするという。商店街は立地も良く人々の生活道路にもなっている。こうした財産を活用して、街の皆に商店街の資産に気付いてもらいたいと坪倉さん。他の商店街や企業との連携事業など、やりたいことは尽きない。

4月からは新しい企画を始める。月曜日を定休日にしてその日を「1日実験店舗」として貸し出すのだ。飲食店をやりたい創業者などが利用できるようにするほか、料理教室のような交流活動などにも利用してもらおう予定だ。まさに365日フル回転して商店街を元気に盛り上げていく。

朝市の元気さと、家の縁側(えんがわ)の安らぎ。その両面を持つ店、それが「濱の市」である。新しい事業者を受け入れる懐も持ち合わせるそこは、これからも商店街の賑わいを生み出していくに違いない。

商連かながわHP上で  
店内の様子を動画配信  
しています！

データ

DATA

### 濱の市 大口通店

住所：横浜市神奈川区大口通り2-7  
電話番号：045-633-7835  
床面積：約30坪  
創業：2009年12月25日  
営業時間：10:00～20:00  
定休日：月曜日  
所属商店街：大口通商店街協同組合

## 事務局からのお知らせ

### ◎ 通常総会のお知らせ

(公社) 商連かながわの第1回通常総会を次の日程で予定しております。会員皆様गतには別途通知をお送りいたします。  
日時…5月21日(金)  
場所…神奈川中小企業センター

### ◎ 職員交替について

本年度4月1日をもって、次の職員が新たに事務局にまいりました。前任職員同様よろしくお願いいたします。  
事務局員 土屋博子 (前任 井上光希子)



「始めのうちは慣れないことが多いと思いますが、お役に立てますよう、がんばります」

### ◎ 商店街インターネットキャビネット(仮称)について

商連かながわでは、よりよい地域社会と商店街を形成していくために、会員モニタリング制度「商店街インターネットキャビネット(仮称)」を始めます。  
あらかじめ応募いただいた皆さまに、各種のアンケート調査に答えていただいたり、ご意見を募集いたします。  
モニターになっていただくと、1回分の回答につき500円相当の謝礼をお渡しします。アンケートは年間通して12回ほど実施

予定です。

また、ご自分が回答したアンケート等について、後日集計結果を知ることが出来ます。現在、各地区商連から2名様を目安にメンバーを募集中です。

ご興味のある方は、商連かながわまでご連絡ください(電話…045-1633-5184)

## 編集後記

「ツイッター始めました」そんな言葉を目にする機会も多くなりました。青森県や厚木市、会津若松市などが市のお知らせ情報などを配信し始めました。

当団体、商連かながわも、ツイッターを始めました。商店街へのお役立ち情報を配信しておりますので、皆さんも、ツイッター始めてみてはいかがでしょうか。(古性)

商連かながわハッシュタグ  
[http://twitter.com/shoren\\_kanagawa](http://twitter.com/shoren_kanagawa)



## 公益社団法人商連かながわ 推せん会社の制度について

県下の商店や商店街(会員)の店舗や共同施設の整備やサービス業務など、安心して受けられる業者を選定推せんしております。  
商連かながわ推せん会社はそれぞれの業界での優良会社であり、会員の発展・向上に役立つ会社の中から選定され、商連かながわの承認決定を得た会社です。

会員の皆様のご利用をお待ちしております!

アーケードを  
リニューアルしたい!

アーケード  
**(株)日米アートム**  
03-3260-5131

街内を装飾やバナー・  
のぼり・幕などで  
盛り上げたい!

ディスプレイ看板  
**(株)五光 小田原店**  
0465-24-1255

商店街を綺麗に舗装  
したり、  
舗装を修理したい!

道路整備  
**前田道路(株)**  
045-662-4121

チラシや  
パンフレットを印刷  
したい!

印刷  
**(株)ポートサイド印刷**  
045-776-2671

街路灯をつけたり、  
今ある街路灯を修理  
したい!

街路灯  
**(株)サンライト中央**  
045-332-5301

街路灯をつけたり、  
今ある街路灯を修理  
したい!

街路灯  
**日本街路灯製造(株)**  
03-3471-6842

防犯カメラを付けたり  
セキュリティ対策を  
したい!

防犯カメラ  
**(株)日立ビルシステム**  
045-651-2712

商連かながわの  
**推せん会社**